

論文

1975年の非核神戸方式を巡る中央地方関係

川口 徹*

はじめに

国際関係論では、地方自治体が行う国際交流・協力の活発化に伴い、地方自治体と国際イシューを関連付けた研究が発展している。本稿は、国家安全保障を国際・国内の双方から捉えるべき問題として位置づけ、国際関係のアクターとしての地方自治体に焦点を当てるものである。

外交、防衛といった場合、それらを執り行うアクターは地方自治体ではなく、伝統的に中央政府であった。しかし主権国家中心の国際関係は着実に実態と乖離しつつある。地方自治体の国際活動に関する明確な規制はないが、国際活動における中央政府の重要性を否定することはできず、特に中央政府の関与は安全保障に関する議論で顕著に現れる。では具体的に、安全保障に関わろうとする地方自治体は、どのような特徴を持つのであろうか。これが一点目の課題である。

国家安全保障によって住民の身体的安全が低下する場合、住民に最も近いとされる地方自治体は国家安全保障に向き合うが、その向き合い方は多様である。そこで二点目の課題として、

住民がどのように地方自治体の政策を構成しているのか、という問いを挙げる。

地方自治体は、行政需要に対応しながら、現実には財政・政治・権限などさまざまな要因によって政策決定を行なっている。要因として、①地方自治体を取り巻く社会経済環境、②中央政府の統制、③首長の支持政党、④有権者を含む多様なアクターが挙げられる [曾我 待鳥 2007: 2]。

日本の地方自治体の国際活動に関する研究として主に、市民社会に関する研究・地方分権に関する研究・ネットワーク形成に関する研究が並走しながら発展している。自治体国際活動の文脈内で、安全保障と地方自治体の関係性を対象とする近年の先行研究の特徴は、大きく次の三つに分類することができる。①政治学や国際政治学に関する分野から、主に1990年代のグローバル化を背景とした人間の安全保障 (human security) の概念を据え、国家とは何か、国民・住民とは何かという命題を扱った研究、②法学の分野から、日本国憲法と地方自治法ならびに港湾法を中心とした法的根拠を扱った研究、③政治学・行政学に関する分野から、安全保障と地方自治との関係性を実証的に分析し

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程2年 (指導教員 多賀秀敏)

た研究一。三者の共通項は、1990年代以降、グローバル化を背景とした非国家アクターの台頭と相俟って、安全保障に関与する地方自治体についての研究が増加する傾向にある、という点である。上述した二点の課題に応える研究として、③がもっとも近い。しかしながら、これまでの研究は基地問題を扱ったものが多く、本稿が扱う事例である「非核神戸方式」⁽¹⁾を巡り、中央地方関係及び地方自治体の政策決定過程に着目した研究は必ずしも多くなかった⁽²⁾。

第1節以降で非核神戸方式に関し、中央地方関係の視点から考察する。特に、日本の中央地方関係でサブナショナルなレベルの地方自治体は、国際社会において非国家アクターとしての主体性と、政府に従属する非主体性の双方の性格を帯びている点に留意し考察する。

第1節 国際化を巡る地方自治体と神戸市⁽³⁾

1-1. 地方自治体の国際化の傾向

公害問題や生活基盤の未整備に対する住民の不满、過疎化問題の下、1970年代には革新首長が誕生した。革新首長は独自の政策領域を開発する⁽⁴⁾中で、地方自治体の国際化を深化させる先駆けとなった⁽⁵⁾。

理念的な意味合いの強い国際化と軌を一にした地方自治体の安全保障への関与の起源は、保守政権に対抗する革新首長に見出される⁽⁶⁾。当時の国際社会では、1978年の第一回国連特別総会で市民が反核署名を携え国連各国代表部に核兵器廃絶を要請した後、米ソの中距離核ミサイルの欧州配備に触発されたマンチェスター市が非核自治体宣言を行なった。英国政府は核戦争勃発の危険に対し、“protect and survive”を提

唱した。ヨーロッパの反核運動が伝播した1980年代の日本では、軍事装備品費が拡張し、国民の間では核戦争への不安が見出される〔グレン1986: 11-21〕。同時期に、非核宣言を行なう地方自治体⁽⁷⁾が急増した。

1-2. 国際化を巡る神戸市の特徴

都市提携の側面から神戸市の特徴として、1973年の天津市との友好都市提携を挙げることができる。宮崎辰雄市長は、国交回復の前後の1972年訪中の際に周恩来国務院総理との会見で、中国のいずれかの都市との友好都市提携を希望していることを表明した後、翌年に天津市との間で、両国の最初の友好都市提携となる取り決めを調印した。提携のいきさつとしては理念的な要素⁽⁸⁾が強調されながら、1971年の美濃部亮吉東京都知事の中国・北朝鮮訪問、飛鳥田一雄横浜市長の上海への施設団派遣と同一線上で、日中関係構築の役割を果たしたと捉えることができる。

1983年の「神戸市非核宣言」の採択以前の1951年に、神戸港の港湾管理の権限が米国から神戸市へ移譲され民間貿易が再開した。翌年の神戸港の返還は一部に留まったことから分かるように、多数の米国の艦艇が出入港した。

安全保障の観点から、神戸市の課題を二つ挙げることができる。一つ目が、基地問題である。1961年には、労働者、市民、民主団体が米軍基地利用反対を表明する「クリスマス闘争」を開始している。二つ目が核問題である。1954年にビキニ環礁での水爆実験の下で第五福竜丸事件が発生し、1955年には第一回原水爆禁止世界大会が開催されている。それを受け、神戸市では1956年に全港湾神戸地方本部が在神戸米総

領事館へ水爆実験の中止を要請している。1963年には神戸港で米国原子力潜水艦寄港反対関西総決起大会が開催され、一万人が参加した。米国の空母タイコンデロガ⁽⁹⁾が神戸港に二回目の入港をした1965年に、米国原子力潜水艦寄港反対神戸港大集会が開催され、二万人が参加している。

1969年に「48時間前通告で米軍の優先使用」という条件付きで残りの米軍基地が返還されるまでに、港湾労働者・労働組合が中心となり基地・核を巡る反対行動とともに、米国艦艇の出入国動向の記録を開始している。

1-3. 核を巡る宮崎市長の政治観

1970年代中盤の国会では多党化が全国的傾向である中、兵庫1区と市会はその傾向を辿る。市会は、1963年に日本社会党（社会党）から民社党が分離し、自由民主党（自民党）は31議席をピークとする。それ以降は、自民党は20議席台の中盤を確保し、社会党、公明党、民社党、日本共産党も安定した議席を確保する〔高寄1994:1032〕。

表1は宮崎の政党支持関係を示したものである。宮崎は、一期目は保守中道であった。1973年の二期目の選挙で、与党の自民党と絶縁して当時最大の課題であった神戸沖の空港建設に反対を表明し、革新共闘の姿勢をとることで、対抗馬の砂田重民を破った。この時、社会党に示す形で「反安保、反基地、反自衛隊」を宣言した⁽¹⁰⁾。

この革新共闘について、後に宮崎は「実務家の私からみると革新は現実離れしていた。以後、政治的イデオロギーは入れずに公約の実行に全力を尽くしてきた（略）達観と虚しさです

かな」と語っている⁽¹¹⁾。実際に1975年の宮崎は、この「イデオロギー」について重視していたのであろうか。神戸港における港湾の非核化について、次のように語っている。「イデオロギーを基礎にして、その上に方法を打ち立てるような、そういうことをやろうとは思っていないわけです。市政というのはイデオロギーではなくてテクノロジーだというのが私の考え方です」、「自分は、憲法尊重などという抽象的・理念的な議論について考えている余裕はない」「飯をくうための財政的な行政とは、別問題として考えている」⁽¹²⁾。宮崎は1975年の決議の際、1973年の二期目当選時に傾斜していた「反安保」に代表される政治的姿勢を、持ちえていないことが分かる。さらに、革新との連携の中でも、財政に結びつく課題と政治に結びつく課題を分け、港湾非核化という政治的側面の強い課題については、革新とは一線を画そうとする姿勢が見受けられる。

以上のように港湾の非核化について、宮崎はイデオロギーではない点を強調した上で、「日常生活を（神戸）市民がしあわせにおくってもらえるような環境の基準」づくりを実行するため、「政府自身」の「非核三原則」にしたがって、「なるべく勘弁してもらおうという非常に軽い気持ち」であると語っている。その「軽い気持ち」を裏付けている発言がある。宮崎は米国について「文書でこちらの核に対する質問事項に対して回答してくれ、といっているが、回答はない。これは本来、彼らの目的を阻害することにもなるし、行政協定にも反するかもしれない。本人らは必死で反発してくるはず。しかし、ない。これは、入港できないなら行かなくてもいい、ぐらいにしか相手が考えていない証

表1. 宮崎市長政党支持関係の推移

選挙年	支持政党提携関係	対立候補政党 提携関係	投票率	宮崎の 得票率
1969	自民党・民社党推薦, 社会市議団	日本共産党	37.9 %	68.0 %
1973	社会党・公明党・民社党・日本共産党	自民党	59.0 %	53.9 %
1977	自民党・社会党・公明党・民社党・日本共産党		24.7 %	92.2 %
1981	自民党・社会党・公明党・民社党・日本共産党		20.5 %	88.7 %
1985	自民党・社会党・公明党・民社党・日本共産党		22.4 %	95.7 %

注：[高寄 1993:35] より抜粋。

抛。以前から、大した目的意識をもって神戸港へ寄ろうとしていたのではないと考えている」と述べている⁽¹³⁾。港湾の非核化の行政措置化の段階で、書式で証明を求めるという発案は宮崎自身の発案ではなく神戸市港湾局の発案であるとされる [西田 1985:194]。この点から港湾の非核化自体を、宮崎自ら積極的に推進することはなかったとされる [高寄 1993:22-24]⁽¹⁴⁾。

しかしながら、実際に1975年3月議会で核持ち込み禁止の決議以前に、核持ちこみは遠慮してもらおうとした発言、さらに後のインタビューで「国の方は1968年、『持たず、作らず、持ち込ませず』という非核三原則を決議している。(略)米艦船の事前協議制というのがあるけれど、私たちにはいつ、どういう形で協議が行われているのか分からない。(略)国民、市民のコンセンサスが得られたと思ったので、それを現実にする手続きを作っただけです。(略)証明書を出さずに米艦船が入港して来たら筋から言って、当然拒否することになるでしょう。それでも入って来ると言うなら、それは信義の問題。こちらも抗議しなければいかんことになるだろう⁽¹⁵⁾と語っていることから、この評価については一定の疑義を置く必要がある⁽¹⁶⁾。

第2節. 非核神戸方式と中央地方関係

2-1. 神戸市の決議

朝鮮戦争時の1950年9月に神戸港から仁川へ戦車揚陸艦が出港していること [Field 1962]⁽¹⁷⁾や、現在大型空母が着岸できる岸壁が16バースあること、そして造船所も充実していることから、軍事的要衝としての神戸港の姿が伺える⁽¹⁸⁾。1974年6月に神戸港が、米軍占領下から全面返還された後、1975年3月に神戸市会が「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」⁽¹⁹⁾を行い、神戸市港湾施設条例に基づいて「神戸市会は、核兵器を積載した艦艇の神戸港入港を、一切拒否するものである」とした背景として、次の二点が挙げられる。

一点目に、1974年9月に放射能漏れの事故を起こした原子力実験船むつの寄港問題である⁽²⁰⁾。日常生活に喫緊した国内レベルの問題を機に、神戸市では日本共産党・公明党・社会党による抗議街頭演説、原水爆禁止日本国民会議兵庫県民会議や住民組織などの政府、関係機関に対する抗議が行われた。宮崎は武安義光科学技術庁事務次官への直接的に反対を表明し、神戸市会では「原子力船『むつ』の神戸港入港反対に関する決議」が提案され、全会一致で採択された。

むつ寄港問題に併せ、放射能に対する嫌悪を一気に国際レベルに高める出来事が、同時期に発生する。同月の米国上下両院合同原子力委員会サイミントン分科会でのラロック元海軍提督による艦艇の核積載の可能性を示唆する発言である。頻繁な米国艦艇の寄港があった神戸市⁽²¹⁾では、ラロック発言が決議化に拍車をかけた。これが二点目の背景である。

2-2. 中央地方関係

1960年代にはベトナム戦争の拡大、米国の原子力空母エンタープライズの佐世保寄港、核持ちこみの疑惑、70年安保問題、沖縄の核抜き返還問題など、核についての議論で国会が紛糾する中、1967年12月には佐藤栄作首相が、衆議院予算委員会で小笠原諸島の返還問題に関連した質疑回答の中で、非核三原則を明確にした〔櫻川 1985: 64-66〕。それらの背後では、米国との事前協議やそれに伴う密約が交差していると思われる、中央政府では「持ち込ませず」・「日本の領海内の米軍は日本の施政下」の二点を巡り原則論の繰り返しに終始していることが分かる。

ラロック発言の後の中央政府の安全保障に対する認識も柔軟性が踏襲されている。その中で、1974年11月の竹内良夫運輸省港湾局長が核の持ちこみについて港湾管理者としての地方自治体の許可を受ける必要性を示唆した答弁からも分かるように、中央政府は地方自治体の安全保障への関与について柔軟性を示していると言えよう。

1975年3月の非核神戸方式のスタート時は、国側で話題になった形跡はない。当時の外務省幹部も、「地方自治体の違反を指摘できるのは、入りたい船を入らせなかった場合で、神戸

でもそれはなかった」と答えている。決議当時に外務委員会の自民党理事だった石井一によれば「北米局長は、決議を気にかけていなかった」と述べている⁽²²⁾。

一ヵ月後の4月に宮沢喜一外相は日米安保体制の強化を含めた六項目の要望事項とともに、「持ち込ませず」の条項について、建前としてイエスもある、との見解を示した。この背景にはNPT批准反対派・慎重論派を賛成に取り込もうとしたことがあり、NPT批准承認案件のための国会提出を了承するに至っている。宮沢外相の見解に対する野党からの反発もあった。結局「総理が高度の政治判断から核持ち込みにノーという以上、結論としてイエスはありえない」、「核持ち込みにノーという三木首相の言明は内閣をも拘束する」、「核持ち込みは緊急避難の場合でも認めない」などの見解を明らかにしたことで、野党は軟化し、NPT批准承認条件は1976年5月24日に参議院を通過した〔櫻川 1985: 67-69〕。

この頃の国内の特徴として、憲法と自衛隊を巡っての対立が目立つようになる。1978年には栗栖弘臣統合幕僚会議議長が週刊誌や記者会見で、自衛隊について「法に穴があるため、奇襲攻撃を受けた場合に現地部隊は超法規的行動を取ることはあり得る」と発言し、自衛隊の活動に対する「憲法の制約」を外そうとする動きが見られる。1980年には民社党が自民党との防衛問題に関し、党首会談で防衛力の充実・整備で合意し、自衛官の定数増、潜水艦隊司令部創設などの防衛三法に賛成している。1981年に社会党は自衛隊を違憲であるが合法的である、とした。

国外の特徴としては、日米同盟の強化が押し

出されている。1980年に外務省が省内に設置した「安全保障政策企画委員会」が、『安全保障政策企画委員会第一ラウンド取りまとめ骨子』で日米安保体制に基づく米国との同盟強化を強調している。1981年に公明党は党大会で日米安全保障条約を肯定し「領域保全能力を持った自衛隊」という条件のついた合憲論を打ち出した。

軍備の拡張と日米同盟強化の背後で従来の核抑止政策が揺れ動く中、1981年2月にアーミテージ米国防次官補が艦船受け入れを強調した直後の5月に、ライシャワー元駐日米国大使が、①持ち込み（イントロダクション）とは核兵器の日本への陸揚げ、貯蔵を意味する、②核兵器積載の米国の艦船、航空機の日本領海・領空通過（トランジット）は核持ち込にあたらぬという日米間の口頭了解がある、③これに基づき米国艦船は核積載のまま日本に寄港していると述べた。このライシャワー発言に対し、園田直外相は「非核三原則にいう核持ち込ませずとは、核の貯蔵、配備、領海、領空の通過、寄港などをふくめ、それらにすべてにノーというのが政府の解釈であり、立場である」と述べた。

直接的に国家と神戸市の関係を裏付けるのは、1984年4月の前田優前海上自衛隊幕僚長の見解と、5月の外務省の見解である。前田は参議院総合安全保障調査特別委員会で非核神戸方式が日米安保体制のマイナスとした上で、改めて欲しい旨を答弁している。外務省は、神戸市と同様の港湾の非核化にむけた函館市に対し「外務省の見解」として、神戸市の非核化を事実上の行為と認めながら、以後、国との整合性を考えてやって欲しいと見解し、併せて自治省・運輸省・法制局と協議の上、神戸市に見

解を申し入れたいとの見解を出している〔末浪 1987: 74-75〕。この二点の見解の背後には、1984年参議院予算委員会における中曽根康弘首相の発言⁽²³⁾があると考えられる。ここで中曽根は地方自治体との関係については、次のように述べている。「地方自治体の本旨に基づいて神戸の市長及び市議会がとっておる一つのやり方でありまして、それはそれとして我々はよく理解できるところであります」、「国は国の政策、地方自治体は地方自治の本旨に基づいて、自治権に基づいて、またみずからいろいろな政策を実行している。独立にある程度やっております。それは当然なことで、国は国、地方自治体は固有の自治権に基づいて地方の行政を行う。そういう次元が違うものであるというふうにご理解願いたいと思います」「自治体は自治体の固有の自立権がございますから、法律の範囲内において行うことについては我々もできるだけ努力するのが筋であろうと思います」と答弁した。なお、上述した函館市のように非核神戸方式の導入を試みた地方自治体はある中で、実際に導入した事例はない。

1987年にアーミテージ米国防次官補がハワイ大学のシンポジウムで「核兵器積載について肯定も否定もしない」と発言した後も外務省は、木戸浦隆一函館市長の問い合わせと米軍第七艦隊ブルーリッジの東京寄港に対し、非核証明書を米軍艦船に求めることは許されない旨の回答をした。なお、当時ASEAN外相会議で、倉成正外相がASEANで想起された東南アジア非核地帯構想を非難する発言をしている。1989年には衆院予算委員会で塩川正十郎衆院議員が非核三原則を厳守することは、日米間の不信感につながる、とした。ここでは、1984年の中曽

根首相の発言以降、それまでの地方自治体に対する一定の理解から、外務省・防衛庁をはじめとした中央政府が次第に膠着して、この分野に関して主導性を持たせようとしている見解が読み取れる。

中央政府の核に対する意識の変遷に対し、神戸市が直接的な意見等を出した形跡はないが、1984年の前田優前海上自衛隊幕僚長の見解と外務省の見解の2ヶ月後には「郷土にトマホーク艦船・核兵器の持ち込みを許さず、実行ある非核決議を推進するための神戸港シンポジウム」が開催され、全国から300人以上が参加した。決議から今日まで米国艦艇は、神戸港に寄港していない⁽²⁴⁾ことから、非核神戸方式は米国の艦艇寄港に影響を齎している⁽²⁵⁾と考える。

第3節. 政策を形成する住民

ここでは神戸市政と住民の関係について、既存の意向調査の結果⁽²⁶⁾から行政ニーズの実態と政策とを照合させることで推論と考察を加えてみたい。

一般の投票行動には生活満足度のほかに変革志向度が重要な要因として抽出される。神戸市の無党派層の1970年と1974年における変革志向度について分かるのが、次の二つの表である⁽²⁷⁾。

表2からは、変革を消極とする意識とともに、住民の声を聞いて欲しい、とする声の大きいことが読み取れる。1972年12月総選挙において、日本共産党が躍進を遂げた点、戦後経済の負が住民生活を圧迫した背後で神戸市会に住民は革新勢力を求めている。表3からは革新勢力の背後で、現状の大きな変革は求めていなかったと考えられる。

表2. 「支持政党なし群」の支持するにたる政党 (1970年)

現状の変革	6.9 %
庶民の意向の積極的実現	55.0 %
どんな政党でも支持せず	9.4 %
わからない	28.7 %

注：[田中 1976: 101] より抜粋。

表3. 無党派層の参議院議員選挙の結果の予測 (1974年)

保守、革新の勢力が逆転	5.7 %
勢力均等	59.5 %
現状どおり	23.7 %
自民党がさらにのびる	4.4 %
わからない	6.6 %

注：[田中 1976: 102] より抜粋。

一方で、国家、県、市の三つのレベルに対する政治への期待を示したのが表4である。ここでは、住民が市レベルの重要性を認識していることから、市政への期待が高まっていることが推定される。そして、政治に対する住民の信頼度、不信度について示したのが表5である。

1974年にはほぼ半数が、政治・行政への不信感を示している。この背景には当時のオイルショックに代表される経済的理由が予想される。この翌年の1975年、神戸市では港湾の非核化の決議がなされた。

社会党・公明党・民社党・日本共産党で過半

表4. 異なるレベルの政治への重要さの認識度

	1970年	1974年
国家	48.4 %	51.1 %
兵庫県レベル	11.4 %	5.5 %
神戸市レベル	27.5 %	40.8 %
無回答	12.7 %	2.6 %

注：[田中 1976: 104] より抜粋。

表5. 政治システムに対する態度

	1970年	1974年
政治家へ任す	6.9 %	5.9 %
地方行政機関に直接交渉	35.7 %	30.3 %
政治家に個人的に依頼	16.5 %	11.7 %
不定, 政治・行政不信*	29.4 %	49.5 %
わからない, 無回答	11.5 %	2.6 %

注：[田中 1976: 105] より抜粋。

*1970年は、「不定」で調査し29.4%であった。1974年に「政治・行政不信」で調査したところ、49.5%になった。

数を有していた市会は、住民の意識をどのように反映しようとしていたのであろうか。軍事・核問題について市会と住民の関係の全てを語ることは難しいが、住民から期待をかけられた市会が、政治的雇用された首長とともに、政治不信の声に対し政策で応えようとする意思が推定される。

宮崎は、港湾の非核化に関して、意見は賛否半々になると予想した上で「選挙によって出てきた者は、選んだ者に任せられているが、次の国民の判断があるまでは、自分の考え方、信念でやるより他に方法がない」⁽²⁸⁾と語っている。1973年の59.0%の高い投票率の中で宮崎の勝利を支えた住民は、「反安保, 反基地, 反自衛隊」を唱えた宮崎に、自らの核に対する意識を投影しようとしたと考えられる。

おわりに

本稿では、神戸市における非核神戸方式を事例として取り上げ、そのケーススタディを行なった。中央地方関係を捉えることに重点を置きつつ、国際社会における地方自治体の特徴と課題を浮き彫りにさせることを目的としていた。本稿で明らかになった点として、以下の四

点を挙げ、ひとまずの結びとしたい。

一点目に、「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を採択した当時、中央政府は、非核神戸方式に柔軟な思考を示していた。

二点目に、非核神戸方式は、寄港を試みる米国の艦艇に影響を齎している。

三点目に、神戸市の政治的構成は、保守勢力と社共勢力との間で政党間の対立はなく、核問題を含め政治的な対抗がなかった。

四点目に、住民には、核に対し緊急性とともに強い警戒心があり、それらの警戒心は決議に帰結していると考えられる。

以上の四点から、本稿の結論を導き出した。それは、日本政府が柔軟な思考を示した中で成立したとはいえ、非核神戸方式の下、米国艦船が今日まで寄港していない事実から、非核神戸方式は非国家アクターとしての主体性を多分に含んだものであったということである。

安全保障に関わろうとした神戸市の特徴は、住民の生活感覚にあった核への意識を汲み取った市会に挙げることができる。これは、組織・個人と地方自治体が相互補完的な関係を構築する可能性を示唆している。加えて、安全保障は国家の専管事項とされつつも、地方自治体が独自の論理を争点化する可能性を示唆している。

しかしながら一見崇高な政策へ結実した住民の生活感覚は、ともすれば他地域の人々はどうなっても構わないという排外主義に繋がる。2001年に米国のミサイル巡洋艦が兵庫県の非核証明要請に応じることなく姫路港へ入港した事実は、まさに非核神戸方式のあり方そのものを問うている。

なお、今日まで神戸市以外の地方自治体は非核神戸方式を導入していない。決議の後の中央

政府の硬化が地方自治体の安全保障への関与に対し影響を与えているとも考えられるが、非核神戸方式で示された神戸市の主体性が政府に対する対抗的な意味合いを有していたのか否か、それとももっと異なるものを有していたのかという点も捉えていかなければならないであろう。

最後に今後の課題を挙げる。中央地方関係を中心に見た本稿では、次の二点の記述が不足した。一点目に米国に関する記述である。例えば米国は神戸港の全面返還をなぜ行なったのか、全面返還はどのような意味を成していたのであろうか。二点目に、神戸市への出向を含めた中央省庁間の競合である。具体的に言えば、地方自治体の国際業務の旗振り役となった自治省や外交を国家の専管事項と位置づけた外務省が、どのように神戸市の安全保障への関与に影響を与えたのであろうか。国際社会における神戸市の分析をより精緻化するために、二点は次稿の課題としたい。

[投稿受理日2010.5.22/掲載決定日2010.6.10]

注

- (1) 1975年に神戸市会が「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を全会一致で採択した直後、神戸市港湾局はそれを具体化するため、外務省を通じて各国大使館に決議の趣旨を伝え、核兵器を積載していないという証明書がない限り入港を許可しないという行政措置を講じた。一般的にこれを非核神戸方式と称する。
- (2) 神戸市政を扱った研究として、高寄による研究が挙げられる。高寄は、決議当時市長であった宮崎辰雄の政治分野の革新性を示す一事例として非核神戸方式を挙げながら、市会における首長と政党との関係に着目している [高寄 1993: 21-27]。国際関係論の視点から、地方自治体が安全保障に関与を示した事例の一つとして、非核神戸方式を挙げた研究がある。例えば、[Kamimura 2001: 9-11], [Jain 2005: 149-150], [池尾 2006: 194-195]。
- (3) 神戸市は、1980年代中盤の産業開発と呼応して、鉄鋼・造船などの重厚長大産業に加え、研究開発型の産業への転換を目指し、神戸リサーチパーク(神戸市北区の北部)・西神の工業団地(神戸市西区高塚台)・阪神高速道路北神戸線の前開ランプに隣接する神戸ハイテクパーク(神戸市西区室谷)・神戸研究学園都市(神戸市西区)の開発を進めた。その前身となる形で、1960年代から1970年代にかけて神戸港では、南にポートアイランド(1966年着工, 1970年使用開始)、東に六甲アイランド(1972年着工, 1980年使用開始)が建設される。1970年代に当初予算額・市民分配所得が伸びる中、1974年に米軍の接収から全面返還を得た神戸港は、国際貿易港・産業育成地・海洋開発のための研究拠点・観光資源としての役割を担いながら、入港船舶数・輸出入貨物取扱量を増加した。
- 決議当時、神戸市長であった宮崎辰雄(第13代, 1969年11月20日-1989年。五期連続当選)は、中央政府の金融支援に頼らない都市経営を行なった。宮崎の都市経営の特徴は、景気変動に対応した市債発行、外郭団体の活用、民間の活用の三点に集約される。神戸市を「株式会社」、宮崎を「都市経営の神様」と称する記述は多い。1970年代の経済の低成長・行財政への統制・高度経済成長による地方自治体間での財政格差を好機と捉え、補助金の獲得や中央政府の直轄事業の誘致に奔走する地方自治体がある中で、宮崎は「中央政府からの独立」をいち早く語り、初期・中期は生活関連を重視し、後期は神戸港を含めた開発と産業活性化を進めながら、市政運営を行なった。
- (4) 1978年には、長洲一二神奈川県知事・畑和埼玉県知事・宮澤弘広島県知事が、国家から地方自治体への下方型自治制度を、上昇型制度へと変革することを狙いとした「地方の時代」を提唱した。
- (5) 山下は、1970年代以来の地方自治体の国際活動について、理念的要素・中央政府の補完的性格が強い「国際化政策」から、経済的戦略思考に基づき自律性が強くなる「国際政策」への変遷について、年代別に纏めている [山下 2008: 46]。
- (6) 1972年の飛鳥田一雄横浜市長のベトナム戦争へ向かう米軍戦車の市道通行拒否、長洲一二神奈川県知事による米軍基地への批判が事例として挙げ

- られる。
- (7) 法的拘束力のない宣言を実体化するような活動は停滞している〔新藤 1999: 11〕が、非核宣言自体の意義は中央政府ができないことを地方自治体が行なっていることにあると考える。
- (8) 地理的・歴史的な観点から、神戸市における①対中国貿易の取扱量、②中国総領事館の設置、③8000人を超える華僑－が挙げられている（神戸市長室国際課『姉妹提携の歩み』D-3）。
- (9) 水爆搭載機の水没事故は、1980年にニューズウィーク誌の報道により明らかとなっている〔原水爆禁止兵庫県協議会 2005: 25〕。
- (10) 神戸市長選の前に行なわれた名古屋市長選では三選を目指す保守系現職が革新系新顔に敗北するなど、神戸市を含めた都市で政治改革のうねりが最高潮に達したときであった（『朝日新聞』1973年6月9日朝刊2面、『朝日新聞』1973年6月11日朝刊2面）。
- (11) 1986年3月にノンフィクション作家の内藤国夫が行なったインタビューにて（神戸市『宮崎辰雄神戸市長対談集』1989年）。
- (12) （毎日新聞社『エコノミスト』1986年5月27日号、33-35）。
- (13) （毎日新聞社『エコノミスト』1986年5月27日号、34-35）。
- (14) 高寄は、宮崎は革新自治に完全になり得なかった点を強調しながら、非核神戸方式は宮崎市政の革新色を示すものであるが、宮崎自身の革新性を証するものではないとする。
- (15) （『朝日新聞』1990年3月27日朝刊15面（大阪特集））。
- (16) 弁護士の下で生まれた宮崎は、旧制姫路高校二年時に、軍事訓練で一緒になった姫路師団の兵士を前に同級生の河本敏夫（後に衆議院議員）が反戦の演説を行い退学に追い込まれたことに抵抗し、自らも治安警察法違反で逮捕され、退学処分にも追い込まれた。立命館大学専門部を卒業し、1937年に25歳で神戸市役所に採用された後、1939年に立命館大学法経学部に入學した。1947年には、2・1ゼネスト前夜に、争議委員長に推され庁内を連日アジテーションして巡回した経歴がある（神戸市『宮崎辰雄神戸市長対談集』1989年の略歴より作成）。
- (17) 本書は下記のホームページで閲覧ができる。
<http://www.history.navy.mil/books/field/ch7b.htm#part2>
 (2010/05/10閲覧)。
- (18) 海上自衛隊阪神基地の元指令は「日本海での有事を想定すれば、神戸港が使われる可能性が高い」「施設が整備されており、高速道路も近い。安全保障上、欠かせない港」と延べている。（『神戸新聞』
http://www.kobe-np.co.jp/news_now/news2-148.html
 (2010/04/22閲覧)）。
- (19) 決議案は、10団体が共同で提出した「神戸港に核兵器を積載できる米艦艇の入港を認めないことを宣言すること」という陳情を審査した交通港湾・交通整理委員会の堀内照子委員長（日本共産党）は、市長の答弁に沿った形でこれを決議案としてまとめることで合意している。
- (20) （『朝日新聞』1974年9月15日朝刊3面）。
- (21) 1962年からラロック発言があった1974年までの米国艦艇の寄港状況を参照。二番目に多い別府港の32回に対し、神戸港では112回の寄港があった〔原水爆禁止兵庫県協議会 2005: 17〕。
- (22) （『神戸新聞』1999年3月27日「波立つ港 問われる非核神戸方式⑤」）。
- (23) （参議院事務局「第101回国会 参議院予算委員会会議録第6号」『公報 官報』（昭和59年3月17日））。
- (24) （『神戸新聞』<http://www.kobe-np.co.jp/news/shakai/0002792748.shtml> (2010/05/01閲覧)）。
- (25) 非核神戸方式をめぐる最近の米国の動向と発言と題し、否定的な見解をとる米国高官の発言が掲載されている。（『神戸新聞』http://www.kobe-np.co.jp/news_now/news2-148.html (2010/5/15閲覧)）。
- (26) なお、地方自治体による意識調査には、調査内容、調査結果の妥当性について、さまざまな議論がある。ここでは、次の二点に留意した。①研究者が分析にあたって過去に使用したものを援用することで、一定の妥当性を保つようにすること、②過去の定性研究とアンケート結果が合致していると認められた事項について使用すること。
- (27) 調査期間は1970年11月と1974年1月である。各調査とも、調査対象は神戸全区居住者の20歳以上の男女で1000人、抽出方法は層化多段無作為、調査方法は個別面接聴取法である。
- (28) （毎日新聞社『エコノミスト』1986年5月27日号、34）。

参考文献

- 池尾靖志 [2006] 「第9章 自治体と安全保障」安齋育郎教授退職記念論集編集委員会『平和を拓く－安齋育郎教授退職記念論集』かもがわ出版。
- 大川義篤 [1992] 『ヒューマンブックレットNo.18 非核「神戸方式」』社団法人兵庫部落問題研究所。
- 大芝亮 [1998] 「序 国際関係における行為主体の再検討」日本国際政治学会編『国際政治』第119号「国際的行為主体の再検討」有斐閣。
- 木村朗 [2005] 「第11章 いま『九州・沖縄』から平和を創る－『非核神戸方式』と地域・自治体の平和力－」菅英輝 石田正治編『21世紀の安全保障と日米安保体制』ミネルヴァ書房。
- グレン・D・フック [1986] 『軍事化から非軍事化へ』御茶の水書房。
- 原水爆禁止兵庫県協議会 [2005] 「神戸港に入港した外国艦船はすべて非核証明書を提出していた」『波よひろがれ 非核「神戸方式」物語 (30周年記念1975-2005)』。
- 櫻川明巧 [1985] 「日本の軍縮外交－非核三原則と核抑止力依存とのほさま－」日本国際政治学会編『国際政治』(第80号)。
- 白鳥浩 [2009] 『都市対地方の日本政治 現代政治の構造変動』芦書房。
- 新藤宗幸 [1999] 「安全保障問題からみた政府間関係」東京市政調査会『都市問題』(第90巻 第10号)。
- 末浪靖司 [1987] 「『神戸方式』拡大おそれる外務省の“詭弁”－非核自治体の増加はさげられない」日本共産党『前衛』(4月号)。
- 曾我謙吾 待鳥聡史 [2007] 『日本の地方政治－二元代表制政府の政策選択』名古屋大学出版会。
- 高寄省三 [1993] 『宮崎神戸市政の研究 第3巻』勁草書房。
- [1994] 「第六章 経済成長と神戸市政」新修神戸市史編集委員会『新修神戸市史 歴史編IV 近代・現代』。
- 多賀秀敏 [2002] 「自治体の国際協力」松下圭一 西尾勝 新藤宗幸編『岩波講座 自治体の構想3 政策』岩波書店。
- 田中國夫 [1976] 「特別論文 市民政治意識の変遷に関する分析」財団法人神戸都市問題研究所『都市政策』勁草書房。
- 新倉裕史 [1999] 「『非核神戸方式』の今日的意味と、吹き始めた『非核港湾の風』」『都市問題』(第90巻 第10号)。
- 西田勝編 [1985] 『非核自治体運動の理論と実践』オリジン出版センター。
- 兵庫県平和友好センター編 [2001] 『非核「神戸方式」非核の港湾づくり資料集：神戸学院大学共同研究「新ガイドライン体制の展開とアジア・日本の平和」』(神戸学院大学共同研究)。
- 山下永子 [2008] 『地方の国際政策 連携・ネットワーク戦略の展開』成文堂。
- 吉田善明 [1985] 『地域からの平和と自治』日本評論社。
- Field, James A. Jr. [1962] *History of United States Naval Operations Korea*, Washington, D. C.: U. S. Government Printing Office.
- Kamimura, Naoki. [2001] “Japanese Civil Society, Local Government, and U. S.-Japan Security Relations in the 1990s,” *A Preliminary Survey, Nationalism and Citizenship III*, JCAS Occasional Paper no. 11.
- Jain, Purnendra. [2005] *Japan's Subnational Government in International Affairs*, New York: Routledge. (プルネンドラ・ジェイン [2009] 『日本の自治体外交』(今村都南雄監訳) 敬文堂。)